独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	オーエス株式会社		コード	9637
提出日	2020/4/1	異動（予定）日	2020/4/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	千田　諭	社外取締役								△		△						
2	石原　真弓	社外取締役	○													○		有
3	太古　伸幸	社外取締役								○		○						
4	藤井　孝	社外取締役	○									△						有
5	大塚　順一	社外取締役	○										○					有
6	鵜瀞　恵子	社外取締役	○													○	新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	千田諭氏は、2018年5月30日まで、当社の筆頭株主である東宝株式会社の代表取締役副社長でありました。同社は当社との間に映画配給の取引がありますが、一般的な取引条件と同様であります。	同氏につきましては、長く経営全般に携われており、その豊富な経験・知見を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。
2		石原真弓氏につきましては、弁護士としての企業法務に関する高い専門性や豊富な知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
3	太古伸幸氏は、当社の筆頭株主である東宝株式会社の専務取締役であります。同社は当社との間に映画配給の取引がありますが、一般的な取引条件と同様であります。	同氏につきましては、企業経営者としてのその豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。
4	藤井孝氏は、2017年4月1日まで、当社の主要株主である阪急不動産株式会社（現阪急阪神不動産株式会社）の専務取締役でありました。	同氏につきましては、企業経営ならびに監査業務に携われており、その豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。。なお同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
5	大塚順一氏は、阪急電鉄株式会社の専務取締役であります。同社は当社との間に不動産の賃貸借取引がありますが、取引条件は一般取引先と同様の条件であり、特筆すべき取引関係にありません。	同氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社取引先の執行役員でありますが、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
6		鵜瀞恵子氏につきましては、公正取引委員会において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた経済法に関する高い専門性や知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立性を有しているため、独立役員に指定しております。

４．補足説明

当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。
１．　現在または過去１０年間において、当社及び当社の子会社の業務執行者（注１）であった者
２．　過去3年間において、下記（ａ）から（ｆ）のいずれかに該当していた者。
（ａ）当社の主要な取引先（注２）またはその業務執行者
（ｂ）当社の主要な借入先（注３）の業務執行者
（ｃ）当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注４）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
（ｄ）当社の主要株主（注５）またはその業務執行者
（ｅ）社外役員の相互就任関係（注６）となる他の会社の業務執行者
（ｆ）当社より多額の寄付を受けている者（注７）またはその業務執行者
３．　上記１及び２に掲げる者（重要な地位にある者（注８）に限る）の近親者（注９）
（注）１．業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。
２．主要な取引先とは、年間の取引金額が当社の連結売上高の５%以上の取引先をいう。
３．主要な借入先とは、当社の資金調達にとって必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関をいう。
４．役員報酬以外の多額の金銭その他の財産とは、年間１千万円または総収入額の２%のいずれか高い方の額を超える金銭または財産をいう。
５．主要株主とは、議決権所有割合が１０%以上の株主をいう。
６．相互就任関係とは、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
７．多額の寄付を受けている者とは、当社から年間１千万円を超える寄付を受けている者をいう。
８．重要な地位にある者とは、取締役、執行役及び執行役員またはそれらに準じる権限を有する者をいう。
９．近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。